

岡崎市PTA連絡協議会事業費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 市は、PTA活動の振興を図ることにより生徒、児童及び幼児の健全育成に資するため、岡崎市PTA連絡協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内において、岡崎市PTA連絡協議会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（申請者の資格）

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、協議会の代表者とする。

（補助金の対象及び補助金の額）

第4条 補助金は、協議会が行うPTA活動で、生徒、児童及び幼児の健全育成に資する事業について交付する。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費の100分の45以内の額で、かつ500,000円を限度とする。

4 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

5 補助金の交付対象となる事業の実施期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付に際しては、協議会の代表者をして、規則第5条の市費補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、4月1日までに提出させるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) その他必要な書類

（交付決定通知）

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、規則第7条による交付決定通知をするものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定に係る事業が完了したときは、協議会の代表者をして、規則第10条の市費補助事業等実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出させるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 決算報告書

(3) その他必要な書類

(額の確定)

第8条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し規則第11条に基づき協議会に通知するものとする。

(支払い)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、協議会からの請求により支払うものとする。ただし、市長が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、前条で確定した額又は第6条で交付決定を受けた額をもって補助金の精算又は概算払いの請求書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による概算払いを受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象経費	内容
会場費	会議場所の利用料
消耗品費	協議会の運営及び研修会の開催等に要する消耗品費
印刷費	協議会の運営及び研修会の開催等に要する印刷費
通信費	協議会の運営に要する通信費、振込手数料、ホームページ関連費
食糧費	会議等出席者へのお茶代
報償費	研修会の講演講師料、新聞「PTAおかざき」原稿執筆者等への記念品代
旅費	会議出席者への交通費、日本PTA全国協議会・愛知県小中学校PTA連絡協議会・三河小中学校PTA連絡協議会・西三河教育事務所等の関係機関が主催する研修会の交通費・宿泊費等必要と認められる経費
研究指定校助成金	研究委嘱実施PTAへの助成金
研修費	日本PTA全国協議会・愛知県小中学校PTA連絡協議会・三河小中学校PTA連絡協議会・西三河教育事務所等の関係機関が主催する研修会の参加費